

執筆者:

E-mail✉ [木目田 裕](#)

E-mail✉ [宮本 聡](#)

E-mail✉ [西田 朝輝](#)

E-mail✉ [松本 佳子](#)

E-mail✉ [梅澤 周平](#)

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2022年2月23日】

経産省、昨今の情勢を踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化について注意喚起を実施

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220221003/20220221003.html>

2022年2月23日、経済産業省は、昨今の情勢¹を踏まえ、サイバー攻撃事案の潜在的なリスクが高まっていると考えられることから、各企業・団体において、以下のサイバーセキュリティ対策を実施するよう、注意喚起を行いました。

①リスク低減のための措置の実施

本人認証の強化、セキュリティパッチの迅速な適用、組織内におけるサイバーセキュリティ対策に関する周知等

②インシデントの早期検知

各種ログの確認やアクセスコントロールの再点検等

③インシデント発生時の適切な対処・回復

データのバックアップの実施及び復旧手順の確認、インシデントを認知した際の対処手順の確認、対外応答及び社内連絡体制の準備等

【2022年2月24日】

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行令等、公布

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20220224/20220224g00038/20220224g000380003f.html>

2022年2月24日、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律²施行令等が公布されました。同法施行令等の内容については、[本ニューズレター2021年12月28日号](#)(「消費者庁、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行令案等を公表」)をご覧ください。

【2022年2月25日】

厚労省、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を公表

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html#h2_free8

2022年2月25日、厚生労働省は、企業が取り組むべき具体的なカスタマーハラスメント対策等を取りまとめた「カスタマーハラ

¹ ウクライナ情勢や、「Emotet(エモテット)」と呼ばれるマルウェアによる感染拡大などを踏まえたものと考えられます。

² 本法律の内容については、[本ニューズレター2021年5月31日号](#)(「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律、成立」)をご覧ください。

メント対策企業マニュアル」を公表しました³。

本マニュアルには、企業が取り組むべきカスタマーハラスメント対策として、下記の事項が記載されています。

- ①事業主による、カスタマーハラスメント対策に関する基本方針・基本姿勢の明確化及び従業員への周知・啓発
- ②カスタマーハラスメントを受けた従業員のための相談対応体制の整備及び従業員への周知
- ③カスタマーハラスメントへの対応方法、手順の策定
- ④従業員等に対する、カスタマーハラスメントへの対応ルールに関する教育・研修
- ⑤事実関係の正確な確認と、確認した事実に基づく事案への適切な対応
- ⑥カスタマーハラスメントの被害を受けた従業員への配慮の措置
- ⑦再発防止のための取組み
- ⑧相談者のプライバシー保護のための措置や、相談したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨の規程の整備等

【2022年3月1日】

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案を閣議決定

<https://www.caa.go.jp/law/bills/#208>

政府は、2022年3月1日、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案を閣議決定しました。

本法律案の主な改正事項は以下のとおりです。

〈消費者契約法〉

- 契約の取消権が認められる類型として、勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘を行う場合などを追加
- 損害賠償額の予定又は違約金の算定根拠の概要を説明する努力義務を創設
- 無効となる消費者契約の条項として、事業者の免責の範囲が不明確な条項を追加
- 事業者の努力義務として、消費者の求めに応じて契約の解除に必要な情報を提供しよう努めることなどを追加

〈消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律〉

- 共通義務確認訴訟の対象となる損害に一定の慰謝料を追加するとともに、同訴訟の対象となる被告に事業者以外の個人(悪質商法関係者)を追加
- 共通義務確認訴訟において可能な和解内容の拡充
- 一定の場合に事業者を知れている消費者への個別通知を義務付けるなど、消費者への情報提供方法の充実
- 特定適格消費者団体を支援する法人(消費者団体訴訟等支援法人)を認定する制度の導入

【2022年3月4日】

金融庁、「監査上の主要な検討事項(KAM)の特徴的な事例と記載のポイント」を公表

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220304-2/20220304-2.html>

金融庁は、2022年3月4日、「監査上の主要な検討事項(KAM)」の実務の定着と浸透を図ることを目的として、「監査上の主要な検討事項(KAM)の特徴的な事例と記載のポイント」を公表しました。

KAMは、2018年7月に公表された「監査基準の改訂に関する意見書」により日本の監査実務に導入され、2021年3月期から、一部を除く金融商品取引法監査が適用される会社に対して、監査報告書への記載が求められるようになりました。

今回公表された「監査上の主要な検討事項(KAM)の特徴的な事例と記載のポイント」は、KAMに関する特徴的な事例や記載にあたってのポイントを取りまとめたものになります。

³ 本マニュアルにおいては、カスタマーハラスメントとは、「顧客や取引先からの暴力や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為」のことを指すとされています(本マニュアル3頁)。

【2022年3月4日】

「道路交通法の一部を改正する法律案」を閣議決定

<https://www.npa.go.jp/laws/kokkai/index.html>

政府は、2022年3月4日、道路交通法の一部を改正する法律案を閣議決定しました。

本法律案では、特定自動運行(レベル4に相当する、運転者がいない状態での自動運転)に関する許可制度が創設され、また、特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)及び遠隔操作型小型車(自動配送ロボット等)の交通方法等に関する規定並びに運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定の整備がなされています。

【2022年3月8日】

刑法等の一部を改正する法律案、閣議決定

法案の内容：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20809057.htm

法務大臣記者会見：https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00289.html

2022年3月8日、刑法等の一部を改正する法律案が閣議決定されました。本法案の主な内容は以下のとおりです。

【①侮辱罪の法定刑の変更】

- ・ 侮辱罪(現行刑法 231 条)の法定刑を、現行法の「拘留又は科料」から「1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げる。

【②刑罰の種類に関する変更】

- ・ 「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代わるものとして「拘禁刑」を創設する。

【2022年3月8日】

民事訴訟法等の一部を改正する法律案、閣議決定

法案の内容：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00293.html

法務大臣記者会見：https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00289.html

2022年3月8日、民事訴訟法等の一部を改正する法律案が閣議決定されました。本法案には、①当事者の住所、氏名等の秘匿措置及び②民事訴訟のIT化が盛り込まれており、その主な内容は以下のとおりです。

【①当事者の住所、氏名等の秘匿措置】

- 現行法では、訴状・準備書面等に、当事者の氏名及び住所並びに代理人の氏名及び住所を記載する必要があるが(現行民事訴訟規則 2 条 1 号)、改正案では、申立て等⁴をする者又はその法定代理人の**氏名等⁵又は住所等⁶の全部又は一部が当事者に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合**、裁判所は、氏名又は住所等の全部又は一部を秘匿する決定をすることができる(改正民訴法案 133 条 1 項)。

【②民事訴訟のIT化⁷】

- 訴訟の記録は基本的に電子データで一元管理される。訴状・準備書面を含む書面等を裁判所に提出する場合、インターネット上にアップロードする方法で行うことができる(改正民訴法案 132 条の 10、132 条の 12)。

⁴ 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述を指す(民訴法 132 条の 10(改正による定義に変更なし))。

⁵ 氏名その他当該者を特定するに足りる事項を指す(改正民訴法案 133 条 1 項)。

⁶ 住所、居所その他その通常所在する場所を指す(改正民訴法案 133 条 1 項)。

⁷ 民事訴訟のIT化に関しては、[本ニューズレター2022年2月28日号](#)「法制審議会一民事訴訟法(IT化関係)部会、『民事訴訟法(IT化関係)等に改正に関する要綱案』の取りまとめ」もご参照ください。

- 送達を受けるべき者が事前に所定の方法により届出をしている場合は、電磁的記録の送達を受けることができる(改正民訴法案 109 条の 2)。
- 最高裁判所規則で定めるところにより、何人も電子データ上の電磁的訴訟記録の記載内容を閲覧でき、当事者及び利害関係を疎明した第三者は電磁的訴訟記録の記載内容について複写することができる(改正民訴法案 91 条の 2)。
- 当事者双方がウェブ会議形式で参加する形で口頭弁論期日を実施できる(改正民訴法案 87 条の 2)。

【2022 年 3 月 15 日】

自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)、開示方針の草案を公表

英語:<https://tnfd.global/news/tnfd-releases-first-beta-framework/>

日本語:<https://tnfd.global/wp-content/uploads/2022/03/Japanese-TNFD-first-beta-version-framework-release.pdf>

「自然関連財務情報開示タスクフォース」(TNFD : Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)⁸は、2022 年 3 月 15 日、自然関連リスクの管理及び開示枠組みに関する試案を公表しました。

本試案では、ガバナンス(Governance)、戦略(Strategic)、リスク管理(Risk management)及び指数・目標(Metrics and targets)という 4 つの観点から開示すべき事項を整理しています。

この自然関連リスクの管理及び開示枠組みに関する提案は、今後改訂が重ねられ、2023 年 9 月に最終版が公表される予定とのことです。

【2022 年 3 月 17 日】

経産省、「グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会」を設置

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220317003/20220317003.html>


経済産業省は、「グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会」を設置しました。本研究会では、グリーン社会の実現に向けた取組を推進する上の競争政策上の論点⁹について議論される予定です。

以上

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

⁸ TNFD とは、2021 年 6 月に、「常に変化する自然関連リスクを組織が報告し行動を起こせるようにするための統合リスク管理と情報開示に関するフレームワークを開発し提供することを目的として設立」された国際的な組織です(<https://tnfd.global/wp-content/uploads/2022/03/Japanese-TNFD-first-beta-version-framework-release.pdf>)。

⁹ 本研究会設置のリリースにおいては、「例えば、イノベーションを不当に抑制しようとする企業の合意等に対しては厳正に対処する一方、複数の企業が共同で行う自律的な取組であって、炭素中立の産業構造への転換に資するものについては強く後押しすべきと考えられます。」などと述べられています。